

北極圏国における入国制限措置の現況

国・地域 および施設	日本外務省に よる感染症危 険レベル※1	日本からの渡航者や 日本人の入国または入域 ※2	ワクチン接種者に対する 入国または入域検疫の緩和	入国制限および入国者に対する検疫	発出日 または 更新日	詳細
注：8月3日現在、海外渡航用の日本の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域に北極圏国は含まれていません。 （詳細：外務省海外安全ホームページ 証明書が使用可能な国・地域一覧）						
国						
ノルウェー	レベル3 渡航中止 勧告	× 入国許可の条件に 該当しない場合、 入国禁止。	ノルウェー国内または一部の EU／EEA諸国においてワクチ ン接種を完了し証明書を提示 できる者は検疫措置が免除さ れる。日本外務省は日本のワ クチン接種証明書の有効性を 確認中としている。	7月5日現在、例外的にノルウェーに入国する者は、一部の検疫措置免除対象者（ノルウェー国内またはEU／EEA諸国においてワクチン接種を完了し証明書を提示できる者）を除き、事前の入国登録、ノルウェー入国前24時間以内（空路の場合、最初のフライト出発予定時刻前24時間以内）に受検した新型コロナウイルス検査の陰性結果証明の提示、到着時の新型コロナウイルス検査の受検、入国後10日間の自己隔離が求められる。EU第3国リスト対象国地域のうち、ノルウェー公衆保健研究所（FHI）が安全と判断する国・地域からの入国かつ指定された入国目的に該当する者は例外的に入国できる。FHIの感染状況評価マップで「オレンジ」、「赤」、「紫」の国・地域からノルウェーに入国する者は、ノルウェー入国後、適切な場所（当局の指定するホテルではない）で10日間の自己隔離を行うことが求められる。なお、入国後7日目に受けた検査にて陰性であった場合、入国時の自己隔離を終了することができる。8月1日から外国からの学生(留学生)及び生徒への入国制限を免除。これにより、ノルウェーの教育機関からの入学許可を有する留学生は計画通りノルウェーに入国することができる。 7月26日から日本は「紫」から「その他第三国」に変更され、日本からの渡航者に関しては、7月5日以降認められていたノルウェー居住者の子どもや祖父母等の者は入国許可の対象ではなくなる。 ノルウェー入国後、ノルウェー当局の指定するホテルにおいて自己隔離を行うことが求められる。入国後3日目のPCR検査で陰性となった場合、自己隔離ホテル滞在が免除され、適切な場所で引き続き自己隔離を行うことが求められる。また、入国後7日目に受けた検査にて陰性であった場合、入国時の自己隔離を終了することができる。 7月30日、日本はEU第三国リストの掲載国のうちノルウェーへの入国規制の緩和対象となる、いわゆる「紫」の国の指定から引き続き外れている。日本を含む一部のEU第三国リスト対象国地域は、「濃い赤」と同様の義務が課され、ノルウェー入国前の検査、入国後の自己隔離（自己隔離用ホテル）、入国前登録及び国境での検査義務がある。（7/31在ノルウェー日本国大使館領事班メール）	7月27日	在ノルウェー 日本国大使館
アイスランド	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。入国時 に陰性証明書が必 要。	ワクチン接種者には検疫措置 が適用されないが、陰性証明 書の提出を求める。日本外務 省は日本のワクチン接種証明 書の有効性を確認中としてい る。	6月4日、アイスランド警察は、公式ホームページ上で渡航制限解除国のリストを更新し、日本は解除国リストに追加された。 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（https://visit.covid.is/）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書の提出、空港でのPCR検査及び入国後5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書を所持する者については、措置の適用外となる。 7月19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行者に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を7月27日から義務付けると発表。	7月19日	在アイスランド 日本国大使館
スウェーデン	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。入国時 に陰性証明書が必 要。	なし。	一部の国々を除き、外国に居住する者のスウェーデンへの一時的入国禁止措置が8月31日まで実施されているが、6月14日から、日本は一時的に入国禁止措置の対象国ではなくなる。日本居住者の入国禁止措置は解除されるが、入国に際して48時間以内の新型コロナウイルス陰性証明書の提示が必要となることに変更はない。また、6月10日より、スウェーデン外務省は日本への不要不急な渡航の中止勧告を解除。それに伴い、日本からの渡航者については、スウェーデン到着後の自宅待機及び検査の勧告から除外。 スウェーデン公衆衛生庁は、7月12日から8月31日までを対象として、以下のとおり、海外からスウェーデンに入国する者（スウェーデン国民を含む）に対し勧告を行っている。 1）訪問場所における感染状況について最新の情報を入手すること。近しい小集団の中で過ごし、他者との物理的距離を確保すること。症状がある場合には旅行しないこと。 2）症状の有無にかかわらず、スウェーデン入国に際してはPCR検査を受けること。この勧告は北欧諸国を除き、訪問した国に関わりなく推奨される。 3）EU諸国に渡航した者で、スウェーデン入国時の少なくとも3週間前にワクチン接種を受けた者又は過去6か月間に新型コロナウイルス感染症に感染した者は、勧告の適用を免除されるが、症状がある場合には、他の者と同様に、PCR検査を受けること。第三国（EU/EEA諸国以外の国（免除国として指定された国（日本を含む。）を除く。））からの渡航者に対する勧告は変更されていない。 4）海外渡航後の1週間は誰に会うかに注意すること。特に、リスクグループに属する者と会うことは避けること。 5）感染した場合は、職場や直接接触する集団内等に感染を更に広げるリスクがあるため、軽度の症状に対しても細心の注意を払い、物理的距離を保つこと。	7月15日	外務省海外安全 ホームページ (スウェーデン)

フィンランド	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。ワクチンの接種状況に応じて受検や検疫が求められる。	有効なワクチン接種済み証明書の場合、入国後のPCR検査や検疫の義務はなし。日本外務省は日本のワクチン接種証明書の有効性を確認中としている。	7月12日から入国規制措置を変更。これまでの規制は、旅行者が居住する国・地域別に決めていたが、新しい措置では、旅行者にワクチン接種済みの証明書等を提示させ、必要であれば入国時などにPCR検査を受ける義務を課すことで入国を認める。 新しい規制措置では、フィンランド入国に際し、以下の書類の提示を義務づける。 【提示書類】 （ア）有効なワクチン接種済み証明書（2回で有効とされるワクチンについては2回の接種が必要） （イ）過去6か月以内に新型コロナウイルスに罹患し回復したことを示す証明書 ※上記（ア）または（イ）の証明書を提示する場合、入国後のPCR検査や検疫の義務はなし。 （ウ）2回接種が必要な有効なワクチンの1回目の接種が、入国の14日前までに完了していることを示す証明書 （エ）出国前PCR検査の陰性結果証明書 ※上記（ウ）または（エ）の証明書のみ提示する場合、入国時のPCR検査の必要はないが、入国して3～5日後に再度PCR検査を受け、陰性結果が出るまで自主検疫をする義務がある。 以上のいずれかの書類を提示できない人は、入国時にPCR検査を受検するとともに、入国して3～5日後に再度PCR検査を受け、陰性結果が出るまで自主検疫をする義務がある。	8月3日	在フィンランド 日本国大使館
デンマーク	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国前に受検した陰性結果および入国時の検査が求められる。	なし。	現在、日本からデンマークへの入国者には、入国後の隔離義務はないが、到着時の検査受検が原則義務化されている。7月3日現在、日本は引き続き斜線付オレンジの国（感染リスクではなく当該国の入国制限によりデンマークからの渡航が困難もしくは不可能な国）に分類され、日本からデンマークへの旅行者の入国が許可される。日本からは承認に値する目的なしでデンマークへの入国が可能であり、入国後の隔離やフライト搭乗前の陰性結果提示義務も免除される。ただし、日本からデンマークに渡航する方のうちデンマークに居住していない方（例：旅行者やビジネス出張者）は、入国時に、入国72時間前までに受けたPCR検査の陰性結果、または入国48時間前までに受けた抗原検査の陰性結果の提示が求められるため注意。 7月31日 から適用される渡航勧告の改訂においても、日本は引き続き斜線付オレンジの国に分類される。（ 7/31 在デンマーク日本国大使館領事部メール）	7月30日	在デンマーク 日本国大使館
ロシア	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する渡航者に適用。陰性証明書が必要。	なし。	4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認める。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できる。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となる。ただし、往来制限が緩和された国のうち、英国、トルコ、タンザニアの間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されている。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがある。ロシアへの再入国用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分に注意すること。ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置は引き続き維持される。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されるので、空港係官の指示があれば従うこと。 継続される検疫措置：・ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 ・労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） 新たな検疫措置：外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	8月2日	在ロシア 日本国大使館
カナダ	レベル3 渡航中止 勧告	× 入国許可の条件に該当しない場合、入国禁止。	例外的に入国する渡航者のうち、接種完了者に対して一部緩和措置を適用。日本外務省は日本のワクチン接種証明書の有効性を確認中としている。	カナダ国籍者以外（カナダ国籍者の家族及び近親者、カナダ永住者及びその近親者、航空クルー、外交官、米国籍者を除く）の入国を禁止。カナダ・米国間で不要不急の渡航を制限。 2月22日より全ての入国者に対し、到着空港におけるCOVID-19テストを実施し、検査結果が出るまでの3日間（3泊）政府指定のホテルでの隔離を行い、更に14日間の隔離期間終了前に再度COVID-19テストを実施する。7月5日以降、入国許可を受けた者で、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、カナダ到着後の隔離、または8日目のCOVID-19検査を受けるという検疫措置が免除される。8月9日より、3日間の政府指定ホテルでの隔離を廃止することを発表。 7月19日、カナダ連邦政府はカナダ・米国間の渡航制限を8月9日より一部緩和することを発表。 ※例外的に入国ができる者の条件については、右記、在カナダ日本国大使館のHPをご確認下さい。	8月3日	在カナダ 日本国大使館
米国	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。入国者は渡航先の州・地方政府の措置に従う。	なし。	現地時間の2021年8月2日、米務省は日本国内の感染状況を鑑みて、 渡航警戒基準をレベル3(渡航の再検討を要請) としている。CDC(米疾病予防管理センター)も日本をレベル3（感染リスクが高い地域）に指定し、往来する渡航者に対し警戒を呼び掛けている。ESTAによる米国への渡航を認めているが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められる。到着後の自己隔離やマスク着用を義務付けている州や地域があるため、渡米前に確認のこと。 新型コロナウイルスの変異種に対する防疫措置として、国外から空路でアメリカへ入国する全ての方はPCR検査による陰性証明書または感染から回復したことを示す診断書の提示が義務付けられる。この措置は1月26日より施行され、満2歳以上の渡航者が対象。	8月3日	ESTAオンライン センター

地域					
ノルウェー領 スバルバル諸島	海外からスバルバルへ渡航する場合、ノルウェー本国で10日間の隔離（7日目のPCR検査で陰性であれば隔離は終了）と検査が必要。	なし。	以下の基準を満たす場合はノルウェー本国を経由することができる。 ・スバルバルの永住者　・スバルバルでの仕事（スバルバルに関連する実際の職務、研究課題を含む）のための往来。 ・スバルバルで雇用契約、現地雇用者/クライアントまたは協力機関（ニーオルスンでの活動に関しては、通常ノルウェー極地研究所/キングスベイト社となる）からの証明により職務を文書化できる。（ ノルウェー移民局 UDI スバルバルへ渡航する外国人 ） 1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。渡航者はノルウェー本国で出発前24時間以内に行われたコロナ検査（迅速抗原検査）の陰性証明書が必要（12歳未満を除く）。証明書はトロムソの国境検問所で提出する必要がある。必要とされない渡航は推奨されない。	2月3日 3月12日	スバルバル知事
グリーンランド	検査及び検疫規則に従うことが求められる。	ワクチン接種完了者は検疫や再検査を求められない。	7月19日からグリーンランド行きフライトのチェックイン最大48時間前までに、北欧でPCR検査を受検する必要がある。また、全ての渡航者は例外なく、記入したSUMUT フォーム（入管審査書類）が必要である。PCR検査の結果とSUMUT フォームはコペンハーゲン、レイキャビクまたはアークレイリの搭乗窓口で提示する必要がある。検疫は最終目的地に到着してすぐに開始される。 ワクチン接種者を含む全ての人は、公共の場所および公共交通機関において、マスクやバイザーの着用を義務付ける。	7月26日	Visit Greenland（グリーンランド渡航サイト）
米国アラスカ州	入域に関する特別枠や必要要件はない。	ワクチン接種完了者は検査や検疫を求められない。	ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	－	アラスカ州政府
共同利用施設					
ニーオルスン基地	Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、到着後5日間はジムやサウナの利用はできず、食事は別テーブルに配置される。到着後3日間は食事の提供時間が指定時刻の10分後となる。濃厚接触者/グループ（cohort）を除き、1mの距離を取ることが求められる（売店も含め）。また、清掃費として追加料金を支払う必要がある。コロナウイルスの拡大リスクを抑えるため、Kings Bay社が受入れできる研究者の数は制限されている。ロングイヤービンーニーオルスン間の航空機、ニーオルスン空港の送迎バス内ではマスクの着用が義務付けられる。（Kings Bay社） 到着7日目のPCR検査が陰性ならば検疫を終了できるが、PCR分析に2日間かかる場合がある。検疫期間が短くなる可能性があるが不確実であるため、緑以外の国※からの渡航者はノルウェー本土で10日間の検疫を予定するよう強く推奨する。原則としてノルウェー国民と永住権を持つ外国人のみノルウェーへの入国を許可されるが、スバルバル知事とノルウェー移民局(UDI)による調整の結果、以下2つのグループはノルウェーへの入国が許可される。 a) 通年または特定の季節（夏）の研究活動のため、ニーオルスンに交代で駐在する（2～3カ月）研究者・技術者 b) 短期間の研究、モニタリング、プロジェクトのためニーオルスンへ渡航する必要のある研究者 ニーオルスンへ渡航するには雇用主のレターを持参する必要がある。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。レターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。（Ny-Ålesund Research Station HP） ※ノルウェー公衆保健研究所（FHI）感染状況評価マップによる色付けを示します。緑の国・地域は隔離が不要です。			7月21日	Nyalesund Research Station（ニーオルスン基地サイト）
スバルバル大学（UNIS）オフィス	学内の感染予防対策については、右記詳細に示すURLを確認のこと。			3月1日	スバルバル大学
共同研究提携施設					
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）	大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報は フェアバンクス校特設ページ を参照のこと。			5月25日	アラスカ大学
チェコ・スパボダ基地（ロングイヤービン）	6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。			6月23日	チェコ・スパボダ基地
グリーンランド天然資源研究所（GINR）施設	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。			－	GINR施設
カナダ極北研究ステーション（CHARS）基地	2021年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付ける。申請フォームを期限（2021年6月～2021年10月の利用申請：6月18日、2021年11月～2022年2月の利用申請：8月27日）までに提出する必要あり。			6月3日	カナダ政府
ロシア スパスカヤパッド観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。			－	－
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。			－	－
カナダ ラバル大学 北方研究センター（CEN）	研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。（6/16HPトップページに記載）			－	北方研究センター

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

[詳細：外務省海外安全ホームページ 感染症危険情報](#)

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

[詳細：新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置](#)

※日本から帰国される際には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置をご確認下さい。（帰国後の検疫場所が異なりますのでご注意ください）

[詳細：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

日本-ニーオルスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	状況	確認日	詳細
スカンジナビア航空（SAS）	SK0984/SK0983	7月12日より運行再開。月・金に羽田⇄コペンハーゲン便運航。（航空貨物代理店、SASカスタマーサービス）	8月4日	SAS欠航情報
	SK4414/SK4425	オスロ⇄ロングイヤービン便は通常運航。	8月4日	SAS予約サイト
日本航空（JAL）	JL47/J48	羽田⇄ヘルシンキ便は通常運航。	8月4日	-
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ⇄オスロ便は通常運航。	8月4日	-
	JL6800	ヘルシンキ⇄成田便はフライト予定あり。	8月4日	-

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。7月発送実績あり。	8月4日	日本郵便 配達引受情報
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。6月発送実績あり。	5月28日	ノルウェー郵便 配送情報
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。	-	Bring
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品（例:UN1002圧縮空気）は輸送不可。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年11月19日	DHL
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認のこと。	3月25日	FedEx
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田～コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。	7月9日	-